

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	堺建設株式会社	石岡市半田 604	2-02479

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 10 月 6 日 から 令和 8 年 12 月 5 日 まで 2 箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供等

4. 事実概要

堺建設株式会社は、石岡市発注の「R 8 市単公下管路改築第 1 号工事」における一般競争入札で落札者となったが、契約後、下請業者が見つからず、施工が困難なことを理由に契約を辞退した。

5. 指名停止理由

契約後に契約を辞退することは、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第 2 第 15 号（3）に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第 2（抜粋）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （1）（2） 略 （3） その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	<u>当該認定をした日から</u> <u>1 月以上 12 月以内</u>